

令和2年秋の全国交通安全運動香川県推進要綱

(香川県交通安全県民会議)

- スローガン 「車より 人が優先 讃岐マナー」
- 期 間 令和2年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
- 運動重点
- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
 - 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 5 横断歩道利用者の安全確保

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 運動のすすめ方

県市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の目的・重点等を踏まえ、関係機関・団体等と相互に連絡を密にして、それぞれの地域の特性に応じ、創意工夫を凝らし、きめ細かな各種の安全活動や広報活動を通じて本運動への参加意識を高め、県民総ぐるみの運動を積極的に展開する。

第3 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点にそれぞれ掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 - (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
 - イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
 - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や

教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 通学路, 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 高齢者自身が, 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し, 安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(3) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り, 並進, 飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

(4) 自転車の安全利用の促進等

- ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と, 中学・高校生, 高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と, 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ウ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
- オ 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底

2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- ウ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての広報啓発

(2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(例えば, 認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化, 筋力の衰え)が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発

- イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称:サポカー）の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進（再掲）
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(2) 飲酒運転等の危険運転の防止

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(3) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベ

ルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

5 横断歩道利用者の安全確保

(1) 運転者の交通ルール・マナーの周知徹底

ア 信号機のない横断歩道で、道路を渡ろうとする歩行者がいる場合は必ず横断歩道の手前で停止し、車両は歩行者に道を譲るというルールの周知徹底

イ 運転手から見て、道路を右から左に横断する歩行者を見落とし衝突するという形態の交通事故が多いという実態の周知徹底

ウ 夜間は横断歩行者の発見が遅れがちになることから、前照灯のこまめな切り替えによる歩行者の早期発見の重要性の周知

(2) 歩行者の交通ルール・マナーの周知徹底

ア 歩行者は道路を横断する際、少し遠回りでも必ず横断歩道を利用し、横断時は左右の安全確認と車両が停止したことを確認してからの横断励行の周知

イ 押しボタン式信号機が設置された横断歩道では、必ず押ボタンを押してから横断の徹底

第4 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っており、人口当たりの交通事故死者数や交通事故発生件数が全国ワースト上位である本県の厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記第3に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 縣市町及び県交通安全県民会議等は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

2 縣市町及び県交通安全県民会議等は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・

標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。

- 3 縣市町及び県交通安全県民会議等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- 4 縣市町及び県交通安全県民会議等は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- 5 縣市町及び県交通安全県民会議等は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い世代の参画に努めるものとする。
 - (1) 地域、家庭等における活動
 - ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
 - イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
 - ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
 - エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみの交通安全指導の推進
 - オ 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実
 - (2) 幼稚園、保育所、認定子供園及び小学校等における活動
 - ア 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
 - イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消
 - (3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

(4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- ウ 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- オ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- カ 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

第5 効果評価の実施

県市町及び県交通安全県民会議等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第6 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

県市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。